(目的)

第1条 この要綱は、防府市母親クラブ連絡協議会(以下「母親クラブ」という。)の活動に必要な経費の一部を補助することにより、活動の促進を図り、地域における児童福祉の向上に資することを目的とする。

(補助金の対象等)

- 第2条 市長は、予算の範囲内において、母親クラブの活動に必要とする経費 を補助するものとする。
- 2 前項の補助金の額は、母親クラブが組織する単位母親クラブ数に 150,000 円を乗じて得た額を限度とする。

(補助金の交付申請)

第3条 母親クラブは、補助金の交付を受けようとするときは、母親クラブ活動補助金交付申請書(第1号様式)を市長に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第4条 市長は、前条の申請を受けたときは、これを審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付を決定し、母親クラブ活動補助金交付決定通知書(第2号様式)により母親クラブに通知するものとする。

(補助金の請求等)

第5条 母親クラブは、補助金の交付決定を受けたときは、補助金請求書(第3号様式)を市長に提出するものとし、市長はこの請求書を受理したときは、 速やかに補助金を交付するものとする。

(実績報告)

第6条 母親クラブは、当該年度の活動が完了したとき、又は補助金の交付決定があった年度の3月31日のいずれか早い期日までに、実績報告書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

(関係書類の整備)

第7条 母親クラブは、活動の状況及び活動に係る収支について、一切の状況

を明らかにする帳簿その他関係書類を整備し、当該年度の初日から起算して 5年間保存しなければならない。

(報告及び検査等)

- 第8条 市長は、必要があると認めるときは、母親クラブに対し、活動の報告を求め、前条の帳簿その他関係書類又は活動の状況を検査することができる。 (補助金の交付決定の取消し等)
- 第9条 市長は、母親クラブが次の各号のいずれかに該当するときは、補助金 の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。
 - (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 偽りその他不正行為により、補助金を受けようとし、又は受けたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、母親クラブに対し、期限を定めてその返還を命ずるものとする。 (その他)
- 第10条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定めるものとする。 附 則
 - この要綱は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
 - この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和3年4月1日から施行する。 附 則
 - この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

年 月 日

(宛先) 防府市長

所在地

防府市母親クラブ連絡協議会

会長

年度母親クラブ活動補助金交付申請書

母親クラブ活動補助金交付要綱第3条の規定に基づき、下記により補助金 を交付されるよう関係書類を添えて、申請します。

記

交付申請額 金 円

(関係書類)

- 1 防府市母親クラブ連絡協議会事業計画及び予定収支計算書
- 2 防府市母親クラブ連絡協議会事業計画書
- 3 防府市母親クラブ連絡協議会予定収支計算書
- 4 防府市母親クラブ連絡協議会会員名簿

指 令 防 子 第 号 年 月 日

防府市母親クラブ連絡協議会 会長 様

防府市長

印

母親クラブ活動補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました 年度母親クラブ活動補助金について、母親クラブ活動補助金交付要綱第4条の規定に基づき、下記のとおり交付決定したので通知します。

記

交付決定額 金

円

請求書

金	額	百	+	億	千	百	+	万	千	百	+	円

内訳 ______度母親クラブ活動補助金として

上記のとおり請求します。

年 月 日

(宛先) 防府市長

住所 防府市

団体名 防府市母親クラブ連絡協議会

会長

【口座振替依頼の方は枠内に記入してください】

《債権者コード》												
振込先	銀行・信用金庫・労働金庫・農協・漁協・信用組合											
金融機関名	支店・支所・出張所											
口座番号 種別								1:	普通	ĺ	2:	当座
口座名義												
カタカナで記入												

年 月 日

(宛先) 防府市長

防府市母親クラブ連絡協議会 会 長

会計責任者

年度防府市母親クラブ連絡協議会事業実績報告書

年度防府市母親クラブ連絡協議会事業が完了したので、母親クラブ 活動補助金交付要綱第6条の規定に基づき、下記のとおり書類を添えて報告 します。

記

- 1 防府市母親クラブ連絡協議会収支決算報告書
- 2 防府市母親クラブ連絡協議会活動報告書
- 3 防府市母親クラブ連絡協議会会員名簿